

貯水槽及び給水設備 の維持管理について

令和6年2月（オンライン）
札幌市保健所 生活環境課 ビル衛生係

1

貯水槽及び給水設備の維持管理について説明します。

- 1 給水設備の区分と法規制
- 2 必要な維持管理と留意点
 - 2-1 維持管理項目
 - 2-2 令和元年度立入検査結果
 - 2-3 各維持管理項目の解説
(立入検査時のチェックポイント)
 - 2-4 事故事例ほか
- 3 給水設備構造等にかかわる注意点
- 4 給水設備の届出について
- 5 最近の法律等の改正について
- 6 さいごに

2

今回の内容は、こちらになります。

まずはじめに、維持管理の対象になる給水設備の分類と法規制について簡単に説明したあと、2番目に、給水設備の維持管理について具体的に紹介します。

その中で過去の立入検査結果や、立入検査時のチェックポイントを交えた維持管理項目の解説、その他に事故事例等も紹介します。

3番目に、給水設備構造等にかかわる注意点と題して、クロスコネクションの事例についてお話します。

管理上の話は以上になり、4番目に、保健じょに提出が必要な届出やその記載方法について、5番目に水道法や札幌市の給水設備要綱の最近改正された点について説明する流れです。

1 給水設備の区分と法規制

3

給水設備の区分と法規制について説明します。

1 給水設備の区分と法規制

給水設備とは

導管その他の工作物により飲用に適する水を供給する設備の総体をいう。

【給水要綱第2条】

井戸



給水管



貯水槽

給水ポンプ



など

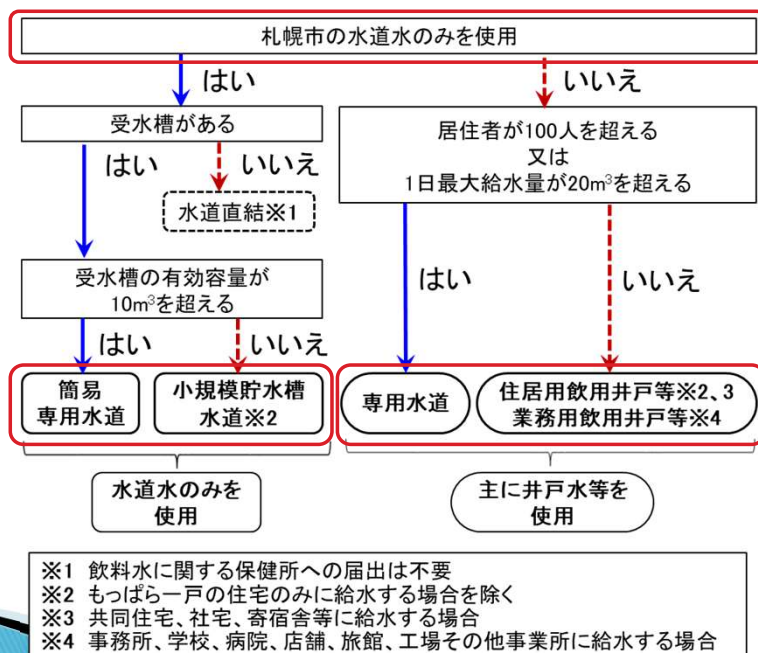
4

「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱」、通称「給水要綱」の第2条では、給水設備とは、“導管その他の工作物により、飲用に適する水を供給する設備の総体をいう”と定義しています。

つまり、飲料水を供給するための設備全般のことであり、井戸や貯水槽、給水管、給水ポンプなどが該当します。

1 給水設備の区分と法規制

給水設備区分フロー図（概略図）

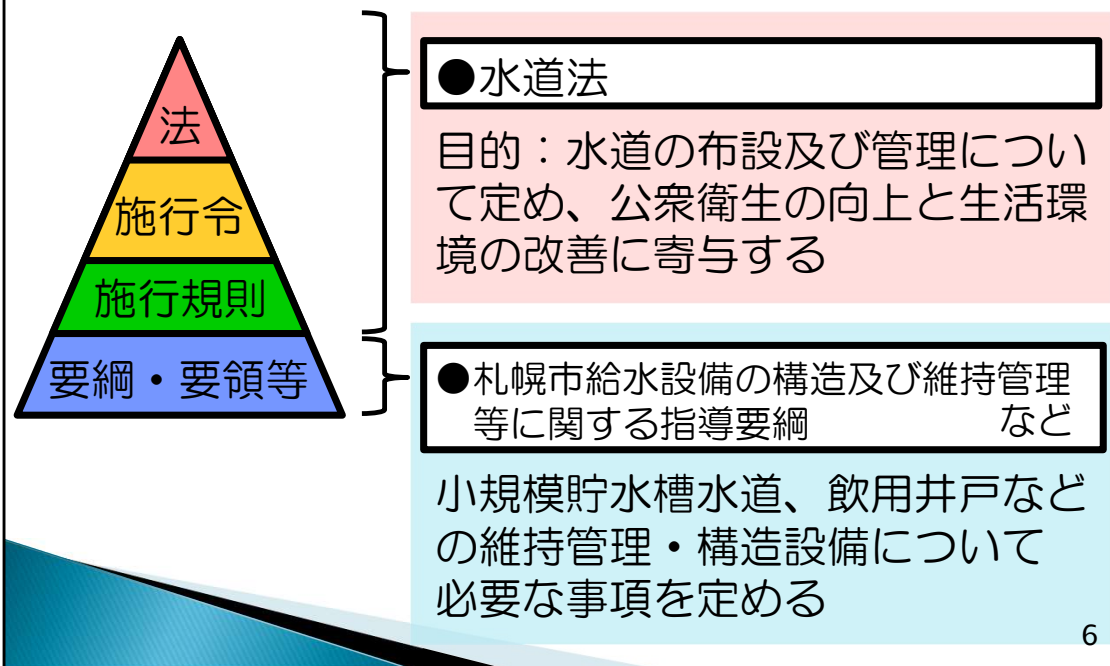


5

給水設備の区分のフロー図です。大きく、市の水道水を使用しているか、井戸水等を使用しているかで維持管理が変わってきます。
簡易専用水道、小規模貯水槽水道施設は市水のみを使用する給水設備区分です。
専用水道及び飲用井戸は井水等を使用する給水設備区分です。
それぞれの使用水においても受水槽の有効容量や1日最大給水量で各区分に分かれており、関係してくる法令や要綱要領が変わってきます。

1 給水設備の区分と法規制

給水設備の関係法令・要綱の体系



次に給水設備の関係法令・要綱の体系についてご説明します。

大きく分けると水道法と札幌市の要綱要領等の2種類です。

水道法は目的、原理規則を定め、水道法施行令・水道法施行規則により、その内容をより細かく規定しています。そのため施行規則までは法定義務がかかります。

要綱要領等については、札幌市における行政指導の基準となっている規則です。

水道法の対象外である小規模貯水槽水道や飲用井戸について必要な事項を定めています。

1 給水設備の区分と法規制

給水設備ごとの適用法令・要綱など

給水設備の種類	要綱・要領		
	専用水道 事務取扱要領	簡易専用水道 指導要領	給水設備の構造 及び維持管理等 に関する指導要綱
専用水道	○		
簡易専用水道		○	
小規模貯水槽水道			○
業務用飲用井戸等 住居用飲用井戸等			○

法定義務
(罰則規定あり)
行政指導

水道法

7

給水設備ごとの適用法令や要綱などをご覧のとおりです。

専用水道と簡易専用水道は、水道法による規制がかかり、一部項目には罰則規定もあります。

小規模貯水槽水道と飲用井戸等については、水道法による規制はかかりませんが、札幌市で定めた要綱に基づき適切な維持管理を指導しています。

1 給水設備の区分と法規制

専用水道・簡易専用水道の法定義務

専用水道

必ず保健所長の事前確認を受けること

- 布設工事（新設・増設・改造）着工前の確認【法第32条】
- 水質検査の実施【法第20条、施行規則第15条】
- 健康診断（検便）の実施【法第21条、施行規則第16条】

…他多数の法定義務あり

簡易専用水道

- 貯水槽の清掃（毎年）【施行規則第55条】
- 法定検査の受検（毎年）【法第34条、施行規則第56条】

…他に事故時の対応などの義務あり

8

専用水道と簡易専用水道でかかる法定義務は次のとおりです。

専用水道は水道法により規制が厳しくかけられており、多数の法定義務がかかるため一部を記載してあります。

特に、新たに専用水道を設置する場合は、工事の着工前に保健所長の確認を受けることが義務付けられています。

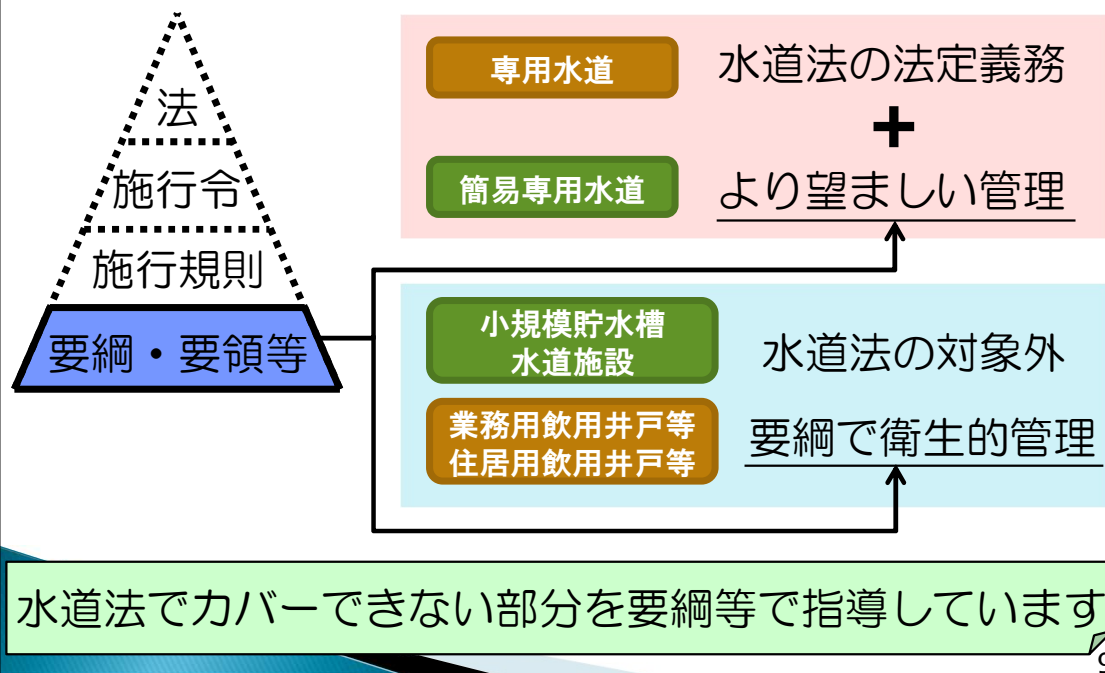
本申請は多数の図面や水質検査結果が必要であり、審査にも時間を要するため、お早めに保健所にご相談ください。

簡易専用水道については、1年に1回の貯水槽清掃と、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検が義務付けられています。

なお、本スライドでとりあげている法定義務のほとんどは、未実施の場合、罰則規定がありますので、適切な維持管理をお願いします。

1 給水設備の区分と法規制

要綱・要領（行政指導）の位置づけ



札幌市の要綱要領に基づく行政指導の位置づけについてご紹介します。

要綱要領では水道法でカバーできない部分を指導しています。

専用水道と簡易専用水道では水道法の法定義務に加えて、日常の給水設備の点検頻度などのより望ましい管理について。

水道法の対象外となっている小規模貯水槽水道や飲用井戸については、要綱が具体的に水質検査や貯水槽の清掃などの衛生的管理の方法を定めています。

次のスライドから具体的な維持管理について解説します。